

8 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による令和5年度の決算に基づく資金不足比率は以下のとおりであり、資金不足にはなっていません。

(単位：%)

名 称	資金不足比率	経営健全化基準
鳥取市水道事業会計	—	20.0

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度であるかを示すものです。式で示すと次のようになります。

資金不足比率

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \\
 &= \frac{\begin{array}{l} \text{※} \\ \text{流動負債} \end{array} + \begin{array}{l} \text{建設改良費等以外の経費の財源に充} \\ \text{てるために起こした地方債の現在高} \end{array} - \text{流動資産}}{\begin{array}{l} \text{営業収益} \\ \text{—} \\ \text{受託工事収益} \end{array}} \\
 &= \frac{789,280 + \quad \quad \quad 0 \quad \quad \quad - \quad 3,099,984}{3,522,426 - \quad \quad \quad 0} \quad (\text{単位：千円}) \\
 &= \quad \quad \quad - \quad \quad \quad (\Delta 65.59\%)
 \end{aligned}$$

資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

※ 流動負債に計上されている企業債で建設改良費等に充てたものについては算入対象外としています。